

中野区 幼児教育・保育無償化のご案内

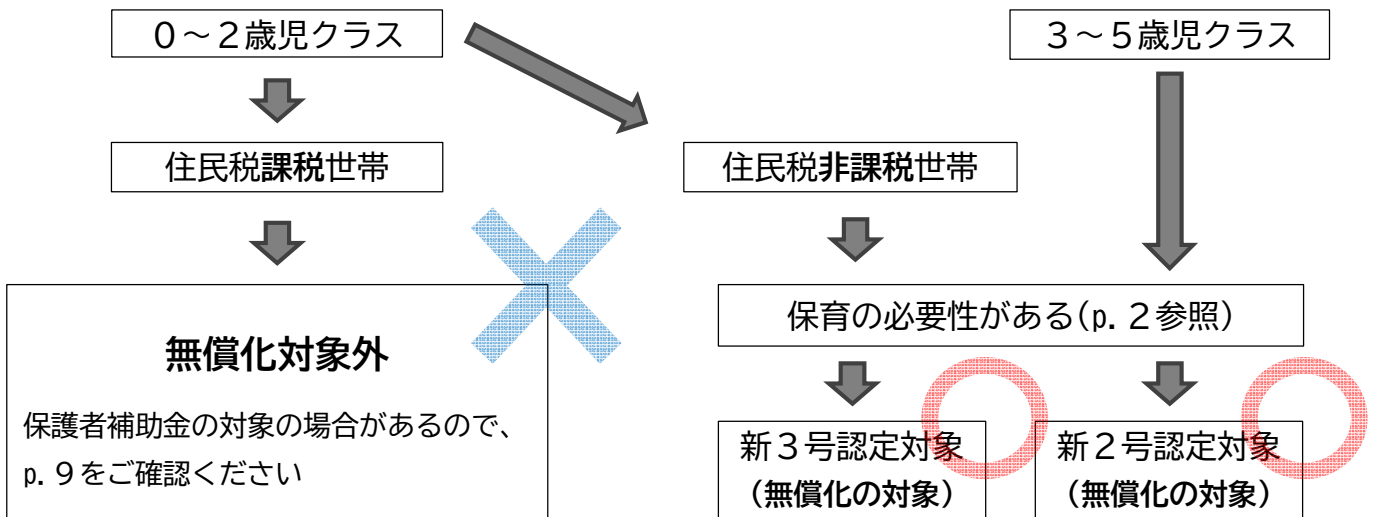
(認可外保育施設等向け)

幼児教育・保育無償化とは？

認定を受けて施設等利用費の請求をすることで、認可外保育施設等を利用する方が無償化の給付を受けることができる制度です(一部対象外の場合あり)。(1)無償化の対象になるか確認いただき、対象となる方は「(2)施設等利用給付認定の申請」および「(3)施設等利用費の請求」を行ってください。

対象となる施設や、書類の提出先・お問合せ先に関する詳細はp. 11をご確認ください。

(1) 無償化の対象になるか確認



(2) 施設等利用給付認定の申請 (p. 3 参照)

保護者が中野区役所に、施設等利用給付認定の申請を行う (保育施設等の利用開始日までに行う)

(3) 施設等利用費の請求 (p. 8～9 参照)

- ①保護者が在籍している認可外保育施設に、施設利用料(保育料)を支払う
- ↓
- ②保護者が在籍している認可外保育施設に、提供証明書兼領収証(区様式)の発行を依頼し受け取る
(区様式は、令和4年5月末発行予定の無償化のご案内に添付いたします)
- ↓
- ③保護者が中野区役所に、施設等利用費の請求を行う

保育の必要性があるかを確認

就労（休憩時間を除き月48時間以上の就労）や疾病、出産、就学などの事由によって、保護者のいずれもが保育をできない状況にある（下表のいずれかの保育の必要性の事由に該当している）ことを「保育の必要性がある」といいます。

保育の必要性の事由（保護者の状況）	認定の有効期間（注3・注4）
就労（月48時間以上）をしている場合 ※出産予定・産休中・育児休業中を含む （p. 6をご確認ください）	就学前まで
疾病や障がいがあり保育に支障がある場合	必要な期間
親族の方を日中介護・看護している場合	
災害の復旧にあたっている場合	
社会的養護が必要な場合	
出産の前後の場合（妊娠・出産）	最大5か月 （出産予定日6週間前（多胎妊娠の場合は14週間前） から出産8週間後まで） （注5）
求職中	90日（施設利用開始日から起算）
就学（学校教育法に定める学校、職業訓練校等で月48時間以上受講している場合）	必要な期間
下のお子さんの育児休業中に引き続き認可外保育施設等の利用を継続する場合（注1・注2）	育児休業に係る子どもが満1歳になる年度の翌年度の4月末日まで
上記以外で特に保育が必要と認められる場合	必要な期間

注1）認可外保育施設等に入所する時期によって認定の有効期間が異なるため、p. 6を参照ください。

注2）一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート事業は認定の対象外となります。

注3）認定を受けた場合の有効期間は、保育の必要性の事由によって異なります。

父母の認定事由が異なる場合は、有効期限のより短い方が認定の事由となります。

注4）認定有効期間中に保育の必要性の事由がなくなった場合、認定は取消となります。

注5）保育の必要性の事由が「出産の前後の場合（妊娠・出産）」の場合、認定の申請時に確認する出産予定日を基準に認定期間を決定しますが、認定の終了日は実際の出産日によって前後します。

施設等利用給付認定の申請

提出期限：認可外保育施設等の利用開始前まで

提出先：中野区役所 保育園・幼稚園課 教育・保育支給認定係

①給付認定申請書

(教育・保育給付認定・変更申請書(1号認定)兼施設等利用給付認定・変更申請書(新1号～3号))

注1) 同時に2名以上のお子さんを申請する場合は人数分の申請書をご提出ください。

表示倍率		ジャンル	
申請子ども(本人)		20	年
父		月	日
母		月	日
<input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹		年	
<input type="checkbox"/> 祖母		月	日
<input type="checkbox"/> その他()		月	日
<input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹		年	
<input type="checkbox"/> 祖母		月	日
<input type="checkbox"/> その他()		月	日
施設の種類	施設名	利用開始(予定)月 20 年 月	
<input type="checkbox"/> 幼稚園・認定こども園	施設所在地		
<input type="checkbox"/> 認可外保育施設			
<input type="checkbox"/> その他(一時預かり等)			
申請区分	<input type="checkbox"/> 新規で認定を申請する(認定を持っていない方) →下記の【新規で認定を申請する方】に進み、太枠内をご記入ください <input type="checkbox"/> 認定内容の変更を申請する(既に認定をお持ちの方) →裏面の【認定内容の変更の届出をする方】に進み、太枠内をご記入ください <input type="checkbox"/> 認定通知書の再発行を希望(既に認定をお持ちの方) →記入はこれで終了です		

注2) 認定種別欄は、1番上にチェックをしてください。

【新規で認定を申請する方】※①から③の該当する項目に必ずチェックを入れてください。

認定希望日(施設利用開始日)		20 年 月 日	
①認可外保育施設等	<input type="checkbox"/> 預かり保育を利用しない方	⇒ <input type="checkbox"/> 新2号認定または新3号認定	⇒下記②も必ずご記入ください
②幼稚園(私学助成園)	預かり保育を利用するが、保育の必要性がない方	⇒ <input type="checkbox"/> 新1号認定	⇒記入はこれで終了です
	預かり保育を利用し、かつ保育の必要性がある方	⇒ <input type="checkbox"/> 新2号認定または新3号認定	⇒下記②も必ずご記入ください
③幼稚園(施設型給付園)認定こども園 区立幼稚園	預かり保育を利用しない方	⇒ <input type="checkbox"/> 1号認定	⇒記入はこれで終了です
	預かり保育を利用するが、保育の必要性がない方	⇒ <input type="checkbox"/> 1号認定	⇒記入はこれで終了です
	預かり保育を利用し、かつ保育の必要性がある方	⇒ <input type="checkbox"/> 1号認定+新2号認定または1号認定+新3号認定	⇒下記②も必ずご記入ください

②新2号認定または新3号認定を申請する方は必ず記入してください

②本人確認書類のコピー(父母それぞれ1部ずつ)

顔写真つき証明書(1点)…マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、
身体障害者保健福祉手帳、愛の手帳、在留カード等
または

顔写真なし証明書(2点)…健康保険証、国民年金手帳、社員証、本人名義の預金通帳等
後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者手帳、
児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等

③マイナンバー確認書類のコピー(父母それぞれ1部ずつ)

マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し等
(※マイナンバー通知カードは、住所・氏名等が住民票の記載内容と一致している場合に限りです)
(※②で本人確認書類としてマイナンバーカード(表裏)のコピーを提出した方は③は不要です)

④保育の必要性を確認できる書類(父母それぞれ1部ずつ)

p. 5の表をご確認ください。

⑤（新3号認定申請の方のみ）住民税に関する書類

※0～2歳児クラスの住民税非課税世帯で、保護者に保育の必要性がある場合に新3号認定申請の対象となります。認定開始の希望月に応じて、①～④に加えて以下の書類をご提出ください。

<認定希望月が令和4年8月までの場合>

2021年1月1日の居住地	必要書類
中野区内の方	税書類は不要です
中野区外の方	父・母の令和3年度住民税非課税証明書（コピー可）

<認定希望月が令和4年9月から令和5年8月までの場合>

2022年1月1日の居住地	必要書類
中野区内の方	税書類は不要です
中野区外の方	父・母の令和4年度住民税非課税証明書（コピー可）

保育の必要性を確認できる書類（父母それぞれ1部ずつ）

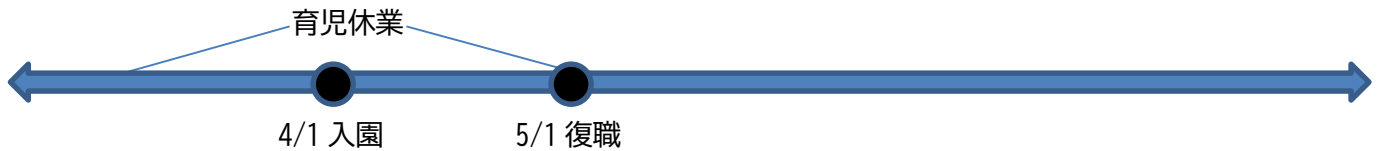
就労	常勤・パート・派遣社員等の場合（出産予定・産休中・育児休業中を含む）
	<p>① 就労証明書（区様式）</p> <p>※勤務先が複数にわたる場合→それぞれの就労証明書（区様式）をご提出ください</p> <p>※出産予定、産休中の場合→母子手帳（出産予定日のページ）のコピーもご提出ください</p>
就労	自営業（親族経営を含む）の場合（出産予定・産休中を含む）
	<p>① 就労証明書（区様式）</p> <p>② 直近の確定申告書（一表と二表）または源泉徴収票のコピー</p> <p>※勤務先が複数にわたる場合→それぞれの就労証明書（区様式）をご提出ください</p> <p>※出産予定・産休中の場合→母子手帳（出産予定日のページ）のコピーもご提出ください</p> <p>※②の書類をご提出いただけない場合→下記の①と②をご提出ください</p> <p>① 仕事内容や資格がわかるもののコピー（営業許可証、開業届等）</p> <p>② 収入の証明（報酬の記録（通帳のコピー等））</p>
出産	<p>母子健康手帳の出産予定日が記載されているページのコピー</p> <p>（出産予定・産休中の方で就労要件を希望する場合は、上記の「就労」欄をご確認ください）</p>
疾病	診断書（区様式）
障がい	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー
親族の 介護・看護	<p>① 被介護・看護者の診断書又は障害者手帳・介護保険被保険者証等のコピー</p> <p>② 介護・看護の週間スケジュール（スケジュールの作成方法はお問い合わせください）</p>
災害復旧	り災・被災証明書のコピー
求職中	就職活動を証明する書類（ハローワークが認める求職活動を証する書類、不採用通知、求職活動報告書（区様式）等）
就学	<p>① 在学証明書のコピー</p> <p>② スケジュールの確認ができるもののコピー（時間割表等）</p> <p>③ 在学開始日及び卒業見込年月日の確認ができるもののコピー</p>
不存在 (ひとり親 の方)	<p>父（または母）の保育の必要性を確認できる書類に加えて、不存在（ひとり親）の確認書類を提出してください。</p> <p>【死別、離婚、未婚の方】 次のいずれかのコピー</p> <p>・ 児童扶養手当認定通知書 ・ 児童扶養手当証書 ・ (離婚の) 受理証明書</p> <p>・ 児童育成手当認定兼支払い通知書 ・ 保護者とお子さんの戸籍謄本（全部事項証明）</p> <p>【上記以外の方】</p> <p>ひとり親家庭に準ずる状態が客観的に判断できるもの</p> <p>（離婚調停にかかる事件係属証明書、期日通知書のコピー等）</p>

産休中（又は予定）・育児休業中（又は取得予定）の方は必ずご確認ください

※「育児休業」は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく休業をいいますので、自営業の方の育児休業は原則認められません。

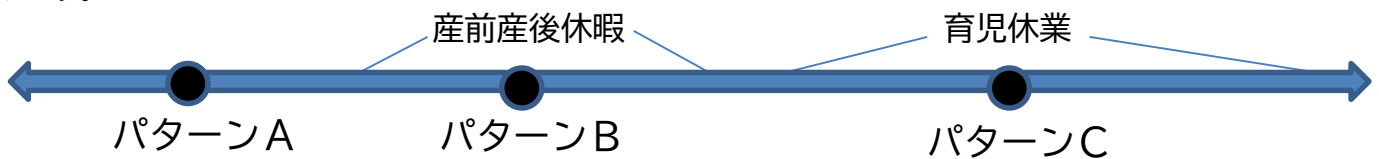
<お子さん本人（認定を申請する児童）の育児休業中の場合>

認可外保育施設の利用開始（入園）日から1ヶ月以内に育児休業中の職場へ復職する必要があります。復職が確認できない場合、認定が取消となることがあります。



<下のお子さん（認定を申請する児童以外の児童）の産休中・育児休業中の場合>

お子さん本人（認定を申請する児童）が認可外保育施設に入園する（した）タイミングにより注意事項があります。



■パターンA

(状況)

下のお子さんの産前休暇開始日より前から、お子さん本人（認定を申請する児童）が入園する（した）場合（保育施設間で転園をした場合は、新たな認可外保育施設等への転園日が基準となります）



(注意事項)

産後休暇終了日の翌日から復職（又は就職）する必要があります。復職（又は就職）されない場合は、産後休暇終了日の属する月の末日をもって新2号認定・新3号認定が満了となります。

ただし、産後休暇終了後に育児休業を取得する場合は、下のお子さんが満1歳になる年度の翌年度の5月1日までに育児休業から復職する必要があります（ただし、下のお子さんが満1歳になる年度の翌年度の4月に保育所等に入園できない等の理由により、保護者が育児休業を延長される場合は、育児休業中に限り、最大で下のお子さんが満2歳の誕生日を迎えた月の末日までの認定となります。その際は、下のお子さんが満2歳の誕生日を迎えた月の翌月1日までに復職する必要があります）。

■パターンB

(状況)

下のお子さんの産前産後休暇中に、お子さん本人（認定を申請する児童）が入園する（した）場合



(注意事項)

産後休暇終了日の翌日から復職（又は就職）する必要があります。復職（又は就職）されない場合や、産後休暇終了後に育児休業を取得する場合は産後休暇終了日の属する月の末日をもって新2号認定・新3号認定が満了となります。

■パターンC

(状況)

下のお子さんの育児休業中に、お子さん本人（認定を申請する児童）が入園する（した）場合



(注意事項)

認可外保育施設等の利用開始（入園）日から1ヶ月以内に育児休業中の職場へ復職する必要があります。復職が確認できない場合、認定が取消となることがあります。

認定を受けた後の手続き

ご自宅に届く認定通知書に同封文が入っています。同封文には認定を受けた後の手続きが記載されていますので、必ずご確認ください。手続きを行わないと、認定が取消となる場合がありますのでご注意ください。認定を受けた後の手続きは中野区ホームページでもご確認ください。

施設等利用費の給付を受けるためには認定の申請とは別に、認可外保育施設等の利用及び保育料の支払い後に、施設等利用費の請求手続きが必要です。令和4年度分の請求に必要な書類や提出期限については、令和4年5月末頃発行予定の無償化のご案内にて提示いたしますのでご確認ください。

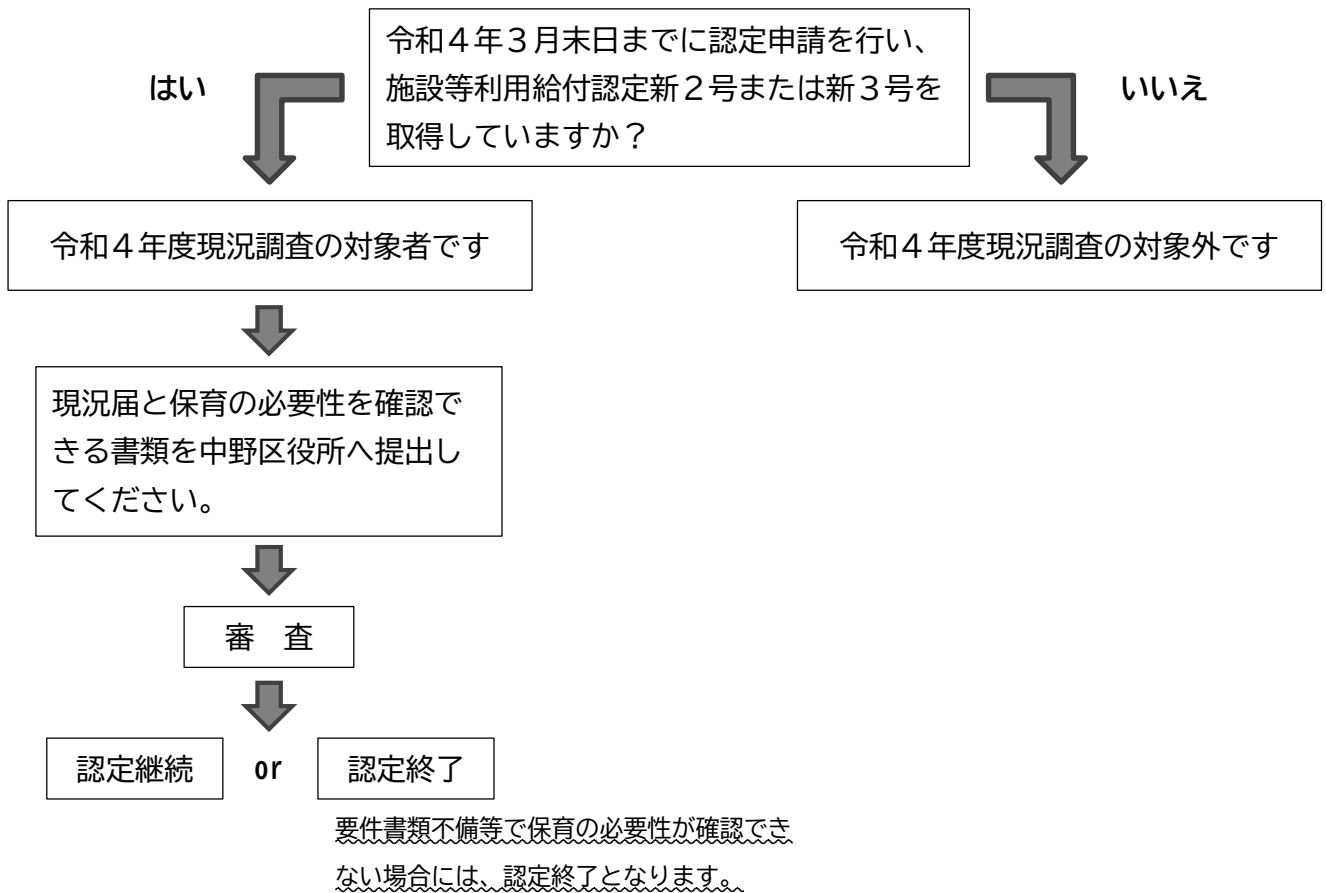
現況調査について

中野区で認定中の児童について、認定の要件が引続きあるかどうかを確認するため、年に1回現況調査を実施します。書類のご提出が無い場合や要件の確認ができない場合は、認定が取消となることがあります。

〈対象者〉

令和4年3月末日までに認定申請を行い、施設等利用給付認定新2号又は新3号認定を取得している方実施時期、提出書類等詳細については、令和4年5月末頃発行予定の無償化のご案内をご確認ください。

現況調査の流れ



施設等利用費請求手続きについて

1. 請求の対象となる方

幼児教育・保育の無償化にかかる施設等利用給付認定（新2号認定・新3号認定）を有効に取得している方。

なお、上記認定による保育の必要性の認定を有する月から施設等利用費の給付対象となります。認定有効期間外の利用分については給付対象外となりますのでご注意ください。

2. 施設等利用費の対象施設

施設所在地の区市町村から幼児教育・保育の無償化に伴う確認を受けた認可外保育施設等が対象になります。

中野区内の対象施設は以下の中野区ホームページ URL 又は2次元コードから確認できます。

URL:<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/244000/d027696.html>



※施設の確認は施設所在地の区市町村が行います。中野区外の施設に関しては施設所在地の区市町村へお問い合わせください。

3. 施設等利用費の上限額

施設等利用費の対象となるのは、保育料に限ります。食材料費、日用品、文房具、行事参加費、送迎費等は給付対象とはなりません。

クラス	ひと月当たりの限度額
0～2歳児クラス（住民税非課税世帯のみ）	42,000円
3～5歳児クラス	37,000円

※認可外保育施設と一時保育の併用など、ひと月に複数の施設・事業所を利用する場合も、上記金額が施設等利用費の上限額となります。

※認定の開始日が月途中の場合または月途中の転入転出の場合は月の上限額が日割り計算となる場合があります。

4. 請求に必要な書類

施設等利用費の給付を受けるためには、施設等利用給付認定の申請とは別に、認可外保育施設等の利用及び保育料の支払い後に施設等利用費の請求が必要です。

令和4年度分の請求に必要な書類や提出期限については、令和4年5月末頃発行予定の無償化のご案内にて提示いたしますのでご確認ください。

5. 施設等利用費請求の締切日及び支払日

施設等利用費請求の締切日及び支払日については、令和4年5月末頃発行予定の無償化のご案内にて提示いたしますのでご確認ください。

6. 認証保育所等保護者補助金について

中野区では施設等利用費とは別に、就労などの事由で認証保育所を利用されている方や認可保育所等に入所できないために認可外保育施設（一部条件あり）を利用されている方を対象に保育料の補助制度を行っております。補助対象者の条件は下記の通りです。その他制度の詳細は中野区ホームページをご覧ください。か、令和4年5月末頃発行予定の認証保育所等保護者補助金のご案内をご確認ください。

〈補助対象者〉

(1) 東京都認証保育所

【0～2歳児クラス（住民税課税世帯）】

- ① 児童及び保護者が、月の初日に中野区内に住民登録があること
- ② 月の初日に保護者が認証保育所と月ぎめ利用契約をしていること
- ③ 保護者のいずれもが就労等の理由により、児童が保育所での保育を必要とする状況にあること
対象要件、補助対象期間等は中野区ホームページをご確認ください
- ④ 補助対象施設に月ぎめ保育料の満額を支払っていること

【0～2歳児クラス（住民税非課税世帯）又は3～5歳児クラス】

上記①、②、④に加えて、中野区の施設等利用給付認定（新2号認定・新3号認定）を有効に取得していること

(2) 認証保育所以外で東京都に届出をしている認可外保育施設

【0～2歳児クラス 住民税課税世帯】

- ① 児童及び保護者が、月の初日に中野区内に住民登録があること
- ② 月の初日に保護者が認可外保育施設と月ぎめ利用契約をしていること
- ③ 保護者のいずれもが就労等の理由により、児童が保育所での保育を必要とする状況にあること
対象要件、補助対象期間等は中野区ホームページをご確認ください
- ④ 補助対象施設に月ぎめ保育料の満額を支払っていること
- ⑤ 中野区の保育認定を受け、保育料の補助を希望する月に係る下記の施設等への利用申込みを行っており、入所承諾の辞退又は退所をしていないこと。
・認可保育所 ・地域型保育事業 ・認定こども園

【0～2歳児クラス（住民税非課税世帯）又は3～5歳児クラス】

上記①、②、④、⑤に加えて、中野区の施設等利用給付認定（新2号認定・新3号認定）を有効に取得していること

MEMO

よくあるご質問

Q1. 新2号(新3号)認定を申請したいのですが、保育の必要性を確認できる書類は母の分だけ提出すればよいですか？

A1. 父と母それぞれ書類が必要です。ひとり親の方は不存在の書類もご提出下さい。(詳細はp.5)

Q2. 対象となる認可外保育施設等はどういったものがありますか？

A2. 対象となるのは以下の施設です。

- ①東京都認証保育所 ②認証保育所以外の認可外保育施設(ベビーシッターも含む)
- ③一時預かり事業 ④病児・病後児保育事業 ⑤ファミリー・サポート事業

Q3. 認定は毎年申請するものですか？

A3. 毎年申請する必要はございません。

ただし、年に1回現況調査と呼ばれる保育の要件確認調査を行っておりますので、就労証明書などの書類提出は必要になります(詳細はp.7)。また、認定の申請は毎年必要ありませんが、無償化の給付(施設等利用費)の請求は毎年必要です。詳細はp.8~9をご確認ください。

Q4. 以前に別の申請で就労証明書を提出しているので、今回の申請では省略できますか？

A4. この度提出される「給付認定申請書」を中野区で受理した日の過去3か月以内に、認可保育所の入所申し込みまたは認証保育所等保護者補助金の申請等で提出をしており、その後の状況に変更が無い場合は提出不要(省略可)です。その場合は提出不要である旨を付箋に記入し、給付認定申請書に貼り付けてください。提出要否の判断が難しい場合は、中野区役所 保育園・幼稚園課 教育・保育 支給認定係(03-3228-5793)までお問い合わせください。

Q5. いつまでに無償化の給付(施設等利用費)の請求をすればいいですか？

A5. 施設等利用費の請求開始は令和4年5月末です。詳細は、令和4年5月末頃発行予定の無償化のご案内にて提示いたしますのでご確認ください。

Q6. いつ無償化の給付(施設等利用費)は振り込まれますか？

A6. 支払い日の詳細は、令和4年5月末頃発行予定の無償化のご案内にて提示いたしますのでご確認ください。

申請書類の提出先・お問合せ先

認定の申請に関すること

〒164-8501 中野区中野四丁目8番1号

中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 教育・保育支給認定係（電話：03-3228-5793）

受付時間：8時30分～17時まで（土・日・祝日除く）

※郵送で提出した場合、未着について区は一切責任を負えません。一般書留や簡易書留など、配達記録の残る方法を推奨しています。

施設等利用費の請求に関すること

(1)【認証保育所、認証保育所以外の認可外保育施設ご利用の方】

〒164-8501 中野区中野四丁目8番1号

中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 幼稚園・認可外保育係（電話：03-3228-8979）

受付時間：8時30分～17時まで（土・日・祝日除く）

(2)【保育施設未利用で、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリー・サポートのみご利用の方】

〒164-8501 中野区中野四丁目8番1号 中野区役所3階11番窓口

中野区 子ども教育部 子育て支援課 子育てサービス係（電話：03-3228-5612）

受付時間：8時30分～17時まで（土・日・祝日除く）

※(1)と(2)の両方のご利用分を請求する場合は、(1)へご提出ください。

※郵送で提出した場合、未着について区は一切責任を負えません。一般書留や簡易書留など、配達記録の残る方法を推奨しています。

各種書類のダウンロードはこちらから

中野区ホームページの上部にある検索バーで、「認可外保育施設等を利用される方」と検索し、表示された結果から「【幼児教育・保育の無償化】認可外保育施設等を利用される方の認定申請及び請求について」をクリックすると、当該ページをご確認いただけます。

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/244000/d027503.html>



※ご案内冊子や各種申請書は、中野区役所3階11番窓口でも配布しています。
必要とする書類がリンク先のページに無い場合は、お問い合わせください。